

## 第2次「川根本町男女共同参画プラン」を策定しました

◎そもそも男女共同参画って？

「言葉は聞いたことがあるけれど…」「男性も家事をしらってこと？」「女性も男性のように働くこと？」などと思っている方が多いのではないのでしょうか。

「男女共同参画」は、私たちひとりひとりの生活の実に身近なところに開くことです。

例えはそれは、「自分らしさを大切にできること」

「男はこう・女はこう」と決めつけていませんか？大切なのは「その人らしさ」。その人が選んだ自分らしさを尊重しましょう。そのためにも「女（男）の子なんだから…」「男（女）のくせに…」などと言わず、個性を大切にしましょう。

例えはそれは、「お互いを思いやり尊重すること」

家庭や職場、地域での役割を自分一人で背負ったり、誰か一人に任せたいませんか？パートナーや職場の仲間、地域の隣人など、お互いを思いやりながら、喜びと責任を分かち合っていきましょう。

例えはそれは、「人生の選択肢が増えること」

あなたの地域や職場では、「重要な役割は男性、補助的な役割は女性」になっていませんか？性別によって、職業や地域での役割を限定せず、その個人の能力が発揮できる社会を目指していきましょう。

「男女がお互いを思いやりみんな笑顔で元気なまち」に！

町の人口減少が進む中、地域の活力を維持していくためには、性別や年齢、障害の有無に関わらず、すべての町民が個性と能力を発揮し、お互いを思いやりながら、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現が必要不可欠です。

こうした「男女共同参画社会」を実現するため、第2次となる「川根本町男女共同参画プラン」を策定しました。

このプランの推進には、家庭・地域・学校・企業・行政の連携・協力が重要となります。

町中に笑顔があふれ、今よりももっと元気で幸せに暮らせる川根本町にするために、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。



企画課 ☎(56)22221

健康福祉課 地域福祉室 ☎(56)22224

B&G海洋センター ☎(59)33332

## 毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いや、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をするほか、地域の皆さんが人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

川根本町には法務大臣から委嘱を受けた4人の人権擁護委員が活躍しており、年6回、特設人権相談所を開設し人権相談に応じています。また、これに限らず人権についての相談は随時受け付けています。



上野 直子 委員

下原 泰 委員

森田 雅文 委員

神谷 さつき 委員

## 本川根B&G海洋センターからのお知らせ

●海洋センタープールがオープンします

期間 6月1日(土)から9月29日(日)まで ※休館日は除く。  
時間 午前9時～午後8時45分(昼・夕に1時間ずつ休憩を挟みます)

利用料 大人/100円、小中高生/50円、幼児/無料(行き添いの方も規定の料金をいただきます)  
※夏休み期間中については小中高生の使用が無料となります

●トレーニングルームもご利用ください  
開館時間内に1人100円で利用が可能です。  
※利用にはトレーニング講習会を受ける必要があります。  
日程については事前にお問い合わせください。

悪い時はプールに入らないなどのルールを必ず守ってください。

## 人間ドック・脳ドック助成事業

川根本町国民健康保険・後期高齢者医療制度では、下記の要件のすべてに該当する方を対象に、人間ドック等健診費用の一部を助成しています。

◆内容

- ・人間ドック
- ・脳ドック
- ・人間ドックと脳ドックのセット

◆助成金額

- ・人間ドック 20,000円
- ・脳ドック 20,000円
- ・人間ドック・脳ドックのセット 35,000円

◆助成要件

【国民健康保険】

- 申請時、一年以上川根本町の国民健康保険に加入している方
- 国民健康保険税の滞納がない世帯
- 平成31年度(令和元年度)中に国民健康保険特定健康診査を受けていない方

【後期高齢者医療】

- 川根本町に住所を有する被保険者である方
- 後期高齢者医療保険料の滞納がない方
- 平成31年度(令和元年度)中に他の医療保険制度により人間ドック等の助成を受けていない方
- 平成31年度(令和元年度)中に後期高齢者医療健康診査を受けていない方

◆契約医療機関

- JA静岡厚生連 静岡厚生病院
- 藤枝市立総合病院
- 藤枝平成記念病院
- 総合健診センターヘルスポート
- 市立島田市民病院
- 聖隷予防検診センター
- 聖隷健康サポートセンターShizuoka
- 西焼津健診センター

◆申し込みについて

受診希望日・医療機関名・希望検査内容をご自身で医療機関に連絡し予約していただき、受診希望日の14日前までに担当課まで申請してください。申請書を確認後、『受診証』を交付します。

◆助成に関する注意

- 国保特定健診・後期高齢健康診査を受診される(受診された)方は、人間ドックの助成を受けることができません。両方受診された方は、人間ドックの助成金額を返還していただきますので、ご注意ください。
- 40歳～74歳の国保特定健診受診対象になる方は、人間ドック受診によって特定健診を受診したことになります。人間ドック健診結果から必要に応じて、特定保健指導対象者として町からご案内がされますことをご了承のうえ、お申し込みください。
- 受診の前に必ず受診申請書を役場担当に提出し、受診証の交付を受けてください。受診後では助成を受けることはできませんのでご注意ください。

税務住民課 戸籍住民室 ☎(56)22222

担当：本庁 税務住民課 戸籍住民室 ☎(56)22222